

○新潟大学大学院学則

(平成 16 年 4 月 1 日大学院学則第 1 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 大学院の組織等(第 5 条—第 8 条)
- 第 3 章 教育研究評議会, 教授会, 研究科委員会及び組織の長(第 9 条—第 13 条)
- 第 4 章 学年, 学期及び休業日(第 14 条)
- 第 5 章 標準修業年限及び在学年限(第 15 条・第 16 条)
- 第 6 章 入学資格, 入学の時期及び入学者の選抜等(第 17 条—第 21 条の 2)
- 第 7 章 教育課程(第 22 条—第 31 条)
- 第 8 章 修了の要件及び学位の授与(第 32 条—第 38 条)
- 第 9 章 再入学, 移籍, 転入学, 進学, 休学, 復学, 転学, 留学, 退学及び除籍(第 39 条—第 44 条)
- 第 10 章 表彰及び懲戒(第 45 条)
- 第 11 章 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料(第 46 条)
- 第 12 章 科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生, 外国人留学生及び特別研究学生(第 47 条・第 48 条)
- 第 13 章 特別の課程(第 49 条)
- 第 14 章 補則(第 50 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この大学院学則は, 新潟大学学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づき, 新潟大学大学院(以下「本大学院」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本大学院の目的)

第 2 条 本大学院は, 学術の理論及び応用を教授研究し, その深奥をきわめ, 又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち, 学術の理論及び応用を教授研究し, 高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは, 専門職大学院とする。

3 本大学院に置く課程は, 修士課程, 博士課程及び専門職学位課程とし, その目的は次のとおりとする。

(1) 修士課程は, 広い視野に立って精深な学識を受け, 専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(2) 博士課程は, 専攻分野について, 研究者として自立して研究活動を行い, 又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(3) 専門職学位課程は, 高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

- 4 本大学院の研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(点検及び評価)

第3条 本大学院における点検及び評価については、学則第2条に定めるところによる。

- 2 前項の規定によるほか、専門職大学院にあっては、その設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 本大学院の教育研究等の状況の公表については、学則第3条に定めるところによる。

第2章 大学院の組織等

(研究科)

第5条 本大学院に置く研究科は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	課程
教育実践学研究科	専門職学位課程
総合学術研究科	修士課程
現代社会文化研究科	博士課程
自然科学研究科	博士課程
医歯保健学研究科	博士課程

- 2 現代社会文化研究科及び自然科学研究科は、後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)のみの博士課程とする。
- 3 医歯保健学研究科は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び博士後期課程に区分する博士課程並びに医学又は歯学を履修する博士課程(以下「医学・歯学の博士課程」という。)とする。
- 4 前項に規定する博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 5 教育実践学研究科は、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行う教職大学院の課程とする。

(研究科の専攻及びその収容定員等)

第6条 本大学院の研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育実践学研究科	教育実践開発専攻	人	人	人	人	人	人
総合学術研究科	人文社会科学専攻	120	60				
	自然科学専攻	1,014	507				
	計	1,134	567				
現代社会文化研究科	人間形成研究専攻			18	6		
	共生文化研究専攻			21	7		
	共生社会研究専攻			21	7		
	計			60	20		

自然科学研究科	数理物質科学専攻			39	13		
	材料生産システム専攻			48	16		
	電気情報工学専攻			39	13		
	生命・食料科学専攻			39	13		
	環境科学専攻			45	15		
	計			210	70		
医歯保健学研究科	健康科学専攻	80	40	30	10		
	医歯学専攻			404	101		
	計	80	40	434	111		
合計		1,214	607	704	201	40	20

2 前項のほか、総合学術研究科自然科学専攻修士課程の定員に関し、必要な事項は当該研究科において別に定める。

第7条 削除

(研究科附属の教育研究施設)

第8条 医歯保健学研究科に、研究科附属の教育研究施設として、腎研究センターを置く。

第3章 教育研究評議会、教授会、研究科委員会及び組織の長

(教育研究評議会)

第9条 本大学院の教育研究に関する重要事項の審議は、教育研究評議会において行う。

(教授会及び研究科委員会)

第10条 本大学院の研究科に、それぞれ教授会(学部を基礎とする研究科にあつては、教授会に代えて研究科委員会)を置く。

(研究科長)

第11条 本大学院の研究科に、それぞれ研究科長を置く。

2 本大学院の研究科(学部を基礎とする研究科を除く。)に、研究科長を補佐するため、それぞれ副研究科長を置く。

(研究科附属の教育研究施設の長)

第12条 医歯保健学研究科附属腎研究センターにセンター長を置く。

(組織の長の任命等)

第13条 前2条の組織の長等の選考、任命、任期等に関し必要な事項は、新潟大学組織の長等に関する規則で定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第14条 本大学院の研究科の学年、学期及び休業日については、学則第36条から第38条までの規定に定めるところによる。

第5章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第15条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程は2年及び博士後期課程は3年とする。ただし、医学・歯学の博士課程は、4年とする。

3 専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第 16 条 学生が本大学院の研究科に在学することができる年限は、前条各項に規定する標準修業年限の 2 倍を超えることができない。

第 6 章 入学資格、入学の時期及び入学者の選抜等

(入学資格)

第 17 条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条に定める大学の卒業者
 - (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に本学の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、第 1 号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第 83 条に定める大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、本学の研究科に入学することができる。
- 第 18 条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められたもの
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第19条 医学・歯学の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者(医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。)
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。))又は獣医学を履修する博士課程に限る。)に入学した者であって、

当該者をその後に本学の医歯学総合研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

- 2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学の医歯学総合研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、本学の医学・歯学の博士課程に入学することができる。

(入学の時期)

第20条 本大学院の研究科の入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2学期の始めに入学させることができる。

(入学者の選抜)

第21条 本大学院の研究科に入学を志願する者については、別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

- 2 前項の入学者の選抜における合格者の認定は、その研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第21条の2 合格者が、所定の期日までに、所定の入学料を納付したとき(入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合を含む。)は、学長はその入学を許可する。

第7章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第22条 研究科(教育実践学研究科を除く。)は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下(「研究指導」という。))の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育実践学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成)

第22条の2 研究科は、前条の編成方針に基づき、複数の領域を横断する広い学識と高度な専門的知識・技能・態度の能力を修得させるため、必要な授業科目を開設するとともに研究指導体制を整備し、体系的な教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育内容)

第22条の3 研究科(教育実践学研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

- 2 教育実践学研究科の教育は、授業科目の授業によって行う。
- 3 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 4 授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(研究指導)

第22条の4 研究指導は、学生が所属する研究科を担当する教員(以下(「指導教員」という。))が行うものとする。

- 2 指導教員は、学生1人に対して主指導教員1人と副指導教員2人以上とする。
3 教育上有益と認められるときは、学生が所属する研究科以外の研究科又は本学の研究所等の教員を副指導教員に加えることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第23条 研究科(教育実践学研究科を除く。)は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

- 2 教育実践学研究科は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目、単位数、履修方法等)

第24条 授業科目及びその単位数並びに履修方法等並びに研究指導の方法等は、研究科が定める。

- 2 授業科目の単位の計算方法については、学則第49条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「卒業論文、卒業研究、卒業制作等」とあるのは「学位論文、特定の課題についての研究の成果等」と、同条第3項中「教育基盤機構」とあるのは「各研究科」と、それぞれ読み替えるものとする。

第24条の2 削除

(成績評価基準等の明示等)

第24条の3 研究科(教育実践学研究科を除く。)は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 教育実践学研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
3 研究科(教育実践学研究科を除く。)は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
4 教育実践学研究科は、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目の履修の認定)

第25条 授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告等により行う。

- 2 授業科目の評価は、100点満点をもって評価し、60点以上の成績を得た学生を合格、59点以下の成績を得た学生を不合格とする。
3 前項の成績の評語及び基準は、次のとおりとする。

点数	評語	基準
100点～80点	A	授業科目の目標に十分に達している。
79点～70点	B	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
69点～60点	C	授業科目の目標の最低限を満たしている。
59点～0点	D	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

- 4 前2項の規定にかかわらず、授業科目の成績において点数をもって評価できない場合は、「認定」又は「合格」の評語をもって評価することができる。
- 5 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(教育方法の特例)

第26条 本大学院において大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条の規定に基づき、入学定員の一部について、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う研究科及び専攻は、次に掲げるとおりとする。

教育実践学研究科

教育実践開発専攻

総合学術研究科

人文社会科学専攻

自然科学専攻

現代社会文化研究科

人間形成研究専攻

共生文化研究専攻

共生社会研究専攻

自然科学研究科

数理物質科学専攻

材料生産システム専攻

電気情報工学専攻

生命・食料科学専攻

環境科学専攻

医歯保健学研究科

健康科学専攻

医歯学専攻

(他の研究科の授業科目の履修)

第27条 教育上有益と認められるときは、各研究科は、学生が本大学院の他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学生は、前項の本大学院の他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定に基づき学生が修得した本大学院の他の研究科の授業科目の単位については、8単位を超えない範囲で、その研究科で修得したものとみなすことができる。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第28条 教育上有益と認められるときは、各研究科は、学生がその研究科が協議をした他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学生は、前項の他の大学の大学院の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、15単位を超えない範囲で、本大学院の研究科で修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、教育実践学研究科にあつては、第1項及び第2項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を越えない範囲で、研究科で修得したものとみなすことができる。

5 前各項の規定は、学生が、次に掲げる場合について準用する。ただし、教育実践学研究科教育実践開発専攻にあつては、第2号については準用しない。

- (1) 外国の大学院に留学する場合
- (2) 外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合
- (3) 外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合
- (4) 国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合
(休学期間中の外国の大学院の授業科目の履修等)

第28条の2 教育上有益と認めるときは、各研究科は、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項及び第5項の規定により本大学院の研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育実践学研究科にあつては、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第4項及び第5項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(特別の課程の履修等)

第28条の3 教育上有益と認められるときは、各研究科は、学生が行う学校教育法第105条の規定により編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修を、学生が所属する当該研究科における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第28条第3項、第5項及び前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育実践学研究科における第1項により与えることができる単位数は、第28条第4項、第5項及び前条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(他大学の大学院等における研究指導等)

第29条 教育上有益と認められるときは、各研究科(教育実践学研究科を除く。)は、学生がその研究科が協議をした他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 学生は、前項の他大学院等において、研究指導を受けようとするときは、あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。

3 第1項の場合において、修士課程及び博士前期課程の学生については、他大学院等で受ける研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

4 前3項の規定に基づき学生が他大学院等で受けた研究指導は、本大学院の研究科で受けた研究指導の一部とみなすことができる。

5 教育上有益と認めるときは、学生は、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、本学と当該大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、各研究科は、学生が本大学院に入学する前に大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、かつ、第28条第3項、第5項、第28条の2第2項及び第28条の3第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育実践学研究科にあつては、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第27条第3項、第28条第4項、第5項、第28条の2第3項及び第28条の3第3項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数及び第32条第6項の規定により免除する単位数と合わせて研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条 各研究科は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第8章 修了の要件及び学位の授与

(修了の要件)

第32条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、その研究科に2年以上在学し、その研究科が定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、その研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、その研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、その研究科に3年(専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、その研究科が定める授業科目について12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者で、次の表の第1欄に該当する者については、同表の第2欄に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

第1欄	第2欄
大学院設置基準第16条第1項本文の規定により修士課程を修了した者又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、本大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者	1年(標準修業年限1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上
大学院設置基準第16条第1項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として修士課程を修了した者	その修士課程の在学期間を含めて3年以上

- 3 医学・歯学の博士課程(以下この項において「研究科」という。)の修了の要件は、研究科に4年以上在学し、研究科が定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、研究科に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 専門職学位課程の修了の要件は、研究科に2年以上在学し、研究科が定める単位数以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程の修了の要件は、教育実践学研究科教育実践開発専攻に2年以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。
- 6 教育上有益と認めるときは、教育実践学研究科教育実践開発専攻は、同専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(博士論文研究基礎力審査)

第32条の2 前条第1項の規定にかかわらず、博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、その研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、その研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(在学期間の短縮)

第32条の3 各研究科は、第30条第2項の規定により、学生が本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院の研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(専門職学位課程における在学期間の短縮)

第33条 前条の規定にかかわらず、教育実践学研究科は、第30条第1項の規定により当該研究科に入学する前に修得した単位を当該研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第34条 削除

(修了の認定)

第35条 第32条及び第32条の2に規定する修了の認定は、その研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第36条 本大学院の研究科を修了した者には、その研究科の課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の修士、博士及び専門職学位の学位には、修了した研究科の区分に応じ、専攻分野の名称を付記するものとする。

(論文博士)

第37条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本大学院に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。

(学位に関する規則)

第38条 第32条第1項、第3項及び第4項に規定する学位論文の審査及び最終試験の方法、第36条第2項の学位に付記する専攻分野の名称並びに前条に規定する博士論文の審査及び学力の確認その他大学院が授与する学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

第9章 再入学、移籍、転入学、進学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(再入学)

第39条 本大学院の研究科を学則第70条の規定により退学した者又は学則第71条第1項第4号の規定により除籍された者で、本大学院の同一の研究科に再入学することを志願する者がある場合は、その研究科の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、当該研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長は、その研究科の相当年次に入学することを許可することができる。

2 前項に係る入学の許可については、第21条の2の規定を準用する。

(移籍)

第40条 本大学院の学生で、本大学院の他の研究科に移籍することを志願する者がある場合は、その研究科の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、その研究科の相当年次に移籍することを許可することができる。

(転入学)

第41条 他の大学の大学院に在学している者並びに我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学した者で、本大学院の研究科に転入学することを志願する者がある場合は、その研究科の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、当該研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長は、その研究科の相当年次に転入学することを許可することができる。

2 前項に係る入学の許可については、第21条の2の規定を準用する。

(再入学等の場合の単位の取扱い等)

第42条 前3条の規定により、再入学、移籍又は転入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その研究科が認定する。

(進学)

第43条 本大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き博士後期課程又は医学・歯学の博士課程に進学することを志願する者がある場合は、選考の上、進学することを許可する。

(休学, 復学, 転学, 留学, 退学, 除籍及び復籍)

第44条 本大学院における学生の休学, 復学, 転学, 留学, 退学, 除籍及び復籍については, 学則第65条から第71条までの規定を準用する。この場合において, 次の表の第1欄に掲げる学則の規定中同表の第2欄に掲げる字句は, それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
第65条 第67条第3項 第68条 第69条第1項 第70条第2項	学部の学部長	研究科の研究科長
第66条第1項	学部の修業年限	研究科の課程の標準修業年限
第66条第3項 第69条第2項 第71条第1項第2号	第40条	大学院学則第16条
第68条	他の大学	他の大学の大学院
第69条第1項	外国の大学等	外国の大学院等
第69条第2項	第39条第1項 修業年限	大学院学則第15条 標準修業年限
第71条第1項各号列記 以外の部分	学部の教授会の議を経て, 学部長	研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て, 研究科長
第71条第1項第3号	第66条第1項ただし書に規定する休学期間	休学期間が大学院学則第15条に規定する標準修業年限
第71条第3項	学部	研究科

第10章 表彰及び懲戒

(表彰及び懲戒)

第45条 本大学院における学生の表彰及び懲戒については, 学則第72条及び第73条の規定を準用する。この場合において, 学則第72条第2項中「学部長」とあるのは「研究科長」と, 「学部」とあるのは「研究科」と, それぞれ読み替えるものとする。

第11章 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料

(検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料)

第46条 本大学院における検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料の額, 徴収の時期, 免除, 徴収猶予等については, 学則第74条から第79条まで並びに第89条及び第90条の規定を準用する。この場合において, 学則第74条中「本学の学部」とあるのは「本大学院の研究科」と読み替えるものとする。

第12章 科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生, 外国人留学生及び特別研究学生

(科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生及び外国人留学生)

第47条 科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生及び外国人留学生については, 学則第80条から第84条までの規定を準用する。この場合において, 次の表の第1欄に掲げる学則の規定中同表の第2欄に掲げる字句は, それぞれ同表の第3欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄
第80条	教育基盤機構教学マネジメント部門	本大学院の研究科

第 80 条	本学の学生	本大学院の学生
第 81 条		
第 80 条	教育基盤機構が公示する	本大学院の研究科が開設する
第 82 条		
第 81 条	本学の学部, 附置研究所その他学内組織	本大学院の研究科
第 82 条	学部又は他の短期大学	大学院
	他の大学等	他の大学の大学院
第 82 条	本学の学部	本大学院の研究科
第 84 条		
第 84 条	大学	大学院

(特別研究学生)

第 48 条 他の大学の大学院の学生で, 本大学院の研究科(教育実践学研究科を除く。)において, 研究指導を受けることを希望する者がある場合は, その他の大学の大学院との協議に基づき, 選考の上, 特別研究学生として入学することを許可することがある。

2 特別研究学生については, 別に定める。

第 13 章 特別の課程

(特別の課程)

第 49 条 本学の学生以外の者を対象として, 学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を編成し, これを修了した者に対し, 修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に規定する特別の課程を, 当該研究科が大学院教育に相当する水準を有すると判断する場合については, 第 25 条各項の規定に基づき, 単位を与えることができる。

第 14 章 補則

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 50 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は, 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類については, 各研究科規程の定めるところによる。

附 則

1 この規則は, 平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 15 年法律第 117 号)第 2 条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学(以下「旧新潟大学」という。)の大学院人文科学研究科, 大学院法学研究科, 大学院経済学研究科, 大学院医学研究科及び大学院歯学研究科は, 第 6 条の規定にかかわらず, 平成 16 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間, 存続するものとし, 当該研究科に在学する者の教育課程等は, なお旧新潟大学の大学院学則の例による。

3 第 6 条の表に掲げる修士課程の学生の収容定員は, 同表の規定にかかわらず, 令和 8 年度については, 次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和8年度
総合学術研究科	人文社会科学専攻	60
	自然科学専攻	507
	計	567
現代社会文化研究科	現代文化専攻	10
	社会文化専攻	20
	法政社会専攻	10
	経済経営専攻	20
	計	60
自然科学研究科	数理物質科学専攻	63
	材料生産システム専攻	143
	電気情報工学専攻	137
	生命・食料科学専攻	70
	環境科学専攻	89
	計	502
医歯保健学研究科	健康科学専攻	40
保健学研究科	保健学専攻	20
医歯学総合研究科	医歯学専攻	20
	口腔生命福祉学専攻	6
	計	26
合計		1,215

- 4 第6条の表に掲げる博士課程の学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度までについては、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現代社会文化研究科	人間形成研究専攻	18	18	18
	共生文化研究専攻	21	21	21
	共生社会研究専攻	21	21	21
	計	60	60	60
自然科学研究科	数理物質科学専攻	39	39	39
	材料生産システム専攻	48	48	48
	電気情報工学専攻	39	39	39
	生命・食料科学専攻	39	39	39
	環境科学専攻	45	45	45
	計	210	210	210
医歯保健学研究科	健康科学専攻	10	20	30
	医歯学専攻	101	202	303
	計	111	222	333
保健学研究科	保健学専攻	12	6	
	計	12	6	
医歯学総合研究科	口腔生命福祉学専攻	6	3	

	分子細胞医学専攻	66	44	22
	生体機能調節医学専攻	111	74	37
	地域疾病制御医学専攻	42	28	14
	口腔生命科学専攻	84	56	28
	計	309	205	101
合計		702	703	704

附 則(平成 17 年 2 月 1 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 27 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は、平成 17 年 5 月 27 日から施行する。

ただし、第 19 条における薬学に関する規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 25 日大学院学則第 3 号)

この大学院学則は、平成 17 年 11 月 25 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日大学院学則第 1 号)

- 1 この大学院学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この大学院学則の施行の際、現に在籍する学生の改正前に履修した授業科目の認定は、改正後の第 25 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 17 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は、平成 22 年 9 月 17 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 28 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は、平成 23 年 12 月 28 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号)

- 1 この大学院学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 実務法学研究科及び実務法学研究科附属地域法実務センターは、改正後の第 5 条及び第 8 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 24 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日大学院学則第 1 号)

- 1 この大学院学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 技術経営研究科は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 28 年度以前に入学した学生の再入学及び復籍の取扱いについては、改正後の第 39 条第 1 項及び第 44 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日大学院学則第 1 号)

- 1 この大学院学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科は、改正後の第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 31 年度における改正後の第 6 条の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成 31 年度		
		修士課程	博士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育実践開発専攻	人	人	人
	計			15
教育実践学研究科	教育実践開発専攻			20
	計			20
現代社会文化研究科	現代文化専攻	20		
	社会文化専攻	40		

	法政社会専攻	20		
	経済経営専攻	40		
	人間形成研究専攻		18	
	共生文化研究専攻		21	
	共生社会研究専攻		21	
	計	120	60	
自然科学研究科	数理物質科学専攻	126	39	
	材料生産システム専攻	286	48	
	電気情報工学専攻	244	39	
	生命・食料科学専攻	140	39	
	環境科学専攻	178	45	
	計	974	210	
保健学研究科	保健学専攻	40	18	
医歯学総合研究科	医科学専攻	40		
	口腔生命福祉学専攻	12	9	
	分子細胞医学専攻		88	
	生体機能調節医学専攻		148	
	地域疾病制御医学専攻		56	
	口腔生命科学専攻		112	
	計	52	413	
合計		1,186	701	35

- 4 改正後の第5条第1項及び第6条の表の規定以外の教育学研究科に関する規定は、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月24日大学院学則第1号)

この大学院学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月23日大学院学則第2号)

この大学院学則は、令和2年11月1日から施行し、令和2年6月30日から適用する。

附 則(令和2年12月24日大学院学則第3号)

この大学院学則は、令和3年1月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和4年3月25日大学院学則第1号)

この大学院学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月20日大学院学則第2号)

この大学院学則は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年7月8日大学院学則第3号)

この大学院学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年9月13日大学院学則第4号)

この大学院学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年9月14日大学院学則第1号)

この大学院学則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和7年3月24日大学院学則第1号)

この大学院学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月27日大学院学則第1号)

- 1 この大学院学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 現代社会文化研究科博士前期課程，自然科学研究科博士前期課程，保健学研究科及び医歯学総合研究科は，改正後の第6条第1項の規定にかかわらず，令和8年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

○新潟大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 30 号)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟大学学則(平成 16 年学則第 1 号)第 61 条第 2 項及び新潟大学大学院学則(平成 16 年大学院学則第 1 号)第 38 条の規定に基づき、新潟大学(以下「本学」という。)が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第 2 条 本学が授与する学位の種類は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

(学位授与の要件等)

第 3 条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士課程の前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

5 専門職学位は、本学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

(授与する学位)

第 4 条 前条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定に基づき本学が授与する学位は、その学位を授与される者が卒業した学部又は修了した研究科の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。この場合において、学士、修士、博士及び修士(専門職)の学位には同表右欄に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	学位を授与される者が卒業した学部又は修了した研究科	付記する専攻分野の名称
学士	人文学部 教育学部 法学部 経済科学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部 創生学部	文学 教育学 法学 経済学、経営学又は学術 理学 医学、看護学又は保健学 歯学又は口腔保健福祉学 工学 農学 学術
修士	総合学術研究科 医歯保健学研究科	学術、文学、法学、行政学、経済学、経営学、理学、工学又は農学 医科学、保健学又は口腔保健福祉学
博士	現代社会文化研究科 自然科学研究科 医歯保健学研究科	学術、文学、法学、経済学又は教育学 学術、理学、工学又は農学 医学、歯学、保健学、口腔保健福祉学又は学術

修士(専門 職)	教育実践学研究科	教職
-------------	----------	----

- 2 前条第4項の規定に基づき本学が授与する博士の学位には、その学位に係る博士論文の内容に応じ、前項の表の現代社会文化研究科、自然科学研究科及び医歯保健学研究科を修了した者に授与する博士の学位に付記する専攻分野の名称と同一のものを付記するものとする。

第2章 学士の学位の授与

(学士の学位の授与)

- 第5条 学部長は、学士の学位を授与すべき者か否かを教授会において審議し、学位(学士)授与候補者報告書により、学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告を受け、学士の学位を授与すべき者と認定したときは、学位記を交付する。

第3章 在学者の学位論文審査等の手続

(在学者の学位論文審査出願等の手続)

- 第6条 第3条第2項又は第3項の規定に基づき、修士論文又は博士論文の審査及び最終試験を受けようとする学生は、所属する研究科が別に定める期日までに、論文審査出願書に学位論文及びその研究科が定める書類を添え、その研究科の研究科長に提出しなければならない。

(審査委員等)

- 第7条 研究科長は、前条の規定に基づき提出された論文審査出願書及び学位論文を受理したときは、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)にその学位論文の審査及び最終試験を付託するものとする。

2 教授会等は、審査する学位論文ごとに、その研究科を担当する教授のうちから3人以上の者を審査委員(主査1人及び副査2人以上とする。)として選出し、その学位論文の審査及び最終試験に当たらせるものとする。ただし、必要があるときは、教授会等の議を経て、その研究科を担当する教員のうち教授以外の教員を審査委員として選出することができる。

3 研究科長は、教授会等が審査のため必要があると認めたときは、前項の審査委員に加えて、本学大学院の他の研究科、研究所等の教員又は他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

(最終試験)

- 第8条 第3条第2項及び第3項の最終試験は、学位論文の審査が終了した後に、その学位論文を中心としてこれに関連のある専門分野について、筆記、口述等の方法により行うものとする。

第4章 博士課程を経ない者の博士論文審査等の手続

(博士課程を経ない者の博士論文審査出願等の手続)

- 第9条 第3条第4項の規定に基づき、本学大学院に博士論文の審査を申請し、及び本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)を受けようとする者は、博士論文審査申請書、博士論文及びその他の別に定める書類を学長に提出するとともに、本学が定める額の審査手数料を納付しなければならない。

- 2 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得し、かつ、博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、本学大学院に博士論文の審査を申請し、及び学力の確認を受けようとするときも前項の規定による。この場合において、その者が退学後1年以内の者であるときは、審査手数料の納付は要しないものとする。

- 3 納付した審査手数料は、還付しない。

(審査委員等)

第10条 学長は、前条の規定に基づき提出された博士論文審査申請書及び博士論文を受理したときは、その博士論文の主題等に応じて博士課程の研究科のうちから一の研究科を指定し、その研究科の研究科長にその博士論文の審査及び学力の確認を委嘱するものとする。

2 研究科長は、前項の委嘱を受けたときは、その研究科の教授会等にその博士論文の審査及び学力の確認を付託するものとする。

3 教授会等は、前項の付託を受けたときは、その博士論文の主題等に応じて、その研究科を担当する教授のうちから3人以上の者を審査委員(主査1人及び副査2人以上とする。)として選出し、その博士論文の審査及び学力の確認に当たらせるものとする。ただし、必要があるときは、教授会等の議を経て、その研究科を担当する教員のうち教授以外の教員を審査委員として選出することができる。

4 学長は、教授会が審査のため必要があると認めるときは、前項の審査委員に加えて、本学大学院の他の研究科、研究所等の教員又は他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

(学力の確認)

第11条 学力の確認は、その博士論文を中心としてこれに関連のある専門分野及び外国語について、筆記、口述等の方法により行うものとする。

2 前項の外国語の種類等については、その研究科の教授会の定めるところによる。

3 第9条第2項本文の規定に該当する者で、本学大学院の博士課程の研究科が別に定める年限以内に学位論文を提出し、審査を受ける者については、前2項の学力の確認を免除することができる。

第5章 修士及び博士の学位の授与

(提出する学位論文等)

第12条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の自著又は共著の論文を添付することができる。

2 学位論文の審査のため必要があるときは、その学位論文の翻訳、その学位論文の内容に関係のある模型、標本等の参考資料を提出させることがある。

3 提出された学位論文は、返還しない。

(審査期間)

第13条 第6条の規定に基づき提出された学位論文の審査及び最終試験は、その学位論文を提出した学生の在学期間内に終了するものとする。

2 第9条第1項及び第2項の規定に基づき提出された博士論文の審査及び学力の確認は、その博士論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、文書をもって教授会等に報告するものとする。

第15条 削除

(修士又は博士の学位の授与)

第16条 研究科長は、第14条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与すべきか否かを教授会等において審議し、修士の学位を授与すべき者にあつては、学位(修士)授与候補者報告書に

より、博士の学位を授与すべき者にあつては、次に掲げる書類により、学長に報告するものとする。

- (1) 学位(博士)授与候補者報告書
- (2) 博士論文の要旨及び審査結果の要旨
- (3) 最終試験又は学力の確認の結果の要旨

2 学長は、前項の報告を受け、修士又は博士の学位を授与すべき者と認定したときは、学位記を交付する。

第6章 専門職学位の授与

(専門職学位の授与)

第17条 研究科長は、専門職学位を授与すべき者が否かを教授会で審議し、専門職学位授与候補者報告書により、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受け、専門職学位を授与すべき者と認定したときは、学位記を交付する。

第7章 補則

(論文要旨等の公表)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、文部科学大臣に所定の報告をするとともに、その博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及びその審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、その博士の学位を授与された日から1年以内に、その博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、その博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、その教授会等の承認を受けて、その博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、その研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第20条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、学位の名称の次に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第21条 本学の修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、その教授会等の議を経て、その学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記等の様式)

第22条 学士、修士及び博士並びに専門職学位の学位記、第5条の学位(学士)授与候補者報告書、第16条の学位(修士)授与候補者報告書、同条第1項第1号及び第2号に掲げる書類の様式並びに第17条の専門職学位授与候補者報告書は、別記様式第1号から別記様式第12号までのとおりとする。

(学位記の再交付)

第23条 学位記の再交付は、特別な事由があると学長が認めた場合に限り行うことができる。

- 2 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を明記して学長に願い出なければならない。
(研究科規程等への委任)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各研究科が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部、人文科学研究科、法学研究科、経済学研究科、医学研究科及び歯学研究科に係る学位及び専攻分野の名称並びに現代社会文化研究科に平成 15 年度以前に入学した学生に係る専攻分野の名称は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、なお新潟大学学位規則(平成 4 年規則第 9 号)の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 4 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 12 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育人間科学部に係る学位に付記する専攻分野の名称は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 7 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 26 日規則第 4 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 26 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 25 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)前に博士の学位を授与した場合の論文要旨等の公表については、改正後の第 18 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日前に博士の学位を授与された者の博士論文の公表については、改正後の第 19 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 6 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 実務法学研究科に係る学位の名称及び学位記の様式は、第 4 条及び第 22 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 11 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 9 日規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学部に平成 28 年度以前に入学した学生に係る専攻分野の名称は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 教育学研究科(教育実践開発専攻を除く。)及び技術経営研究科に平成 28 年度以前に入学した学生に係る学位の名称は、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 9 月 26 日規則第 17 号)

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 13 日規則第 2 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に教育学研究科に入学した学生に係る学位に付記する専攻分野の名称は、第 4 条第 1 項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日規則第 2 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経済学部に係る学位の名称及び学位記の様式は、第 4 条第 1 項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 7 月 2 日規則第 22 号)

この規則は、令和 2 年 7 月 2 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度以前に現代社会文化研究科博士前期課程、自然科学研究科博士前期課程、保健学研究科及び医歯学総合研究科に入学した学生に係る学位に付記する専攻分野の名称は、第 4 条第 1 項の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○新潟大学大学院総合学術研究科規程

(令和8年4月1日院総規程第1号)

(趣旨)

第1条 新潟大学大学院総合学術研究科(以下「研究科」という。)の教育方法、学生の履修方法、修了の要件等に関し必要な事項については、新潟大学大学院学則(平成16年大学院学則第1号。以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(課程)

第2条 研究科の課程は、修士課程とする。

(専攻及び学位プログラム)

第3条 研究科に置く専攻及び学位プログラムは、別表第1のとおりとする。

2 前項に掲げる学位プログラムに関し、必要な事項は別に定める。

(教育研究の目的)

第4条 研究科は、現代における科学の発展、持続的で共生可能な人類社会の形成及び多様性に富んだ文化の構築に向けて、人文科学、社会科学又は自然科学に関する高度な専門的知識及び幅広い「知」の統合のための学際的素養を礎として、独創性豊かな優れた研究能力を備え、自ら設定した「問い」を探究し課題を解決できる能力を有した人材の育成を目的とする。

2 研究科の各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人文社会科学専攻は、現代における人文科学及び社会科学の発展、持続的で共生可能な人類社会の形成及び多様性に富んだ文化の構築に向けて、人文科学及び社会科学に関する高度な専門的知識及び幅広い「知」の統合のための学際的素養を礎として、独創性豊かな優れた研究能力を備え、自ら設定した「問い」を探究し課題を解決できる能力を有した人材を養成する。

(2) 自然科学専攻は、理学・工学・農学の各学問領域を包含する自然科学の発展及び持続的で共生可能な人類社会の形成に向けて、自然科学に関する高度な専門的知識及び幅広い「知」の統合のための学際的素養を礎として、独創性豊かな優れた研究能力を備え、自ら設定した「問い」を探究し課題を解決できる能力を有した人材を養成する。

(選抜試験)

第5条 研究科に入学を志願する者については、選抜試験を行い、選考するものとする。

2 選抜試験及び選考方法に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第6条 研究科の教育は、授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

(教育方法の特例)

第7条 教授会が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

2 教育方法の特例に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第8条 大学院学則第31条の規定による長期にわたる教育課程の履修を希望する者がいるときは、教授会の議を経て、その履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第9条 授業科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項に定める授業科目について、学際的基盤科目群から6単位以上、学位共通科目群から8単位以上、プログラム専門科目群から6単位以上及び課題研究から8単位を含む、合計30単位以上を修得しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第10条 研究科における授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で行う授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で行う授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学院学則第24条第2項において準用する新潟大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第49条に定める1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することが標準であることを踏まえ、これらに必要な学修等を考慮した時間の授業をもって1単位とすることができる。

(一つの授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第11条 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、大学院学則第24条第2項において準用する学則第49条に定める1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することが標準であることを踏まえ、その組み合わせに応じた時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第12条 学生には、研究指導を担当する主指導教員及び副指導教員を定めるものとする。

- 2 主指導教員は、学生が履修する学位プログラムを担当する教授又は准教授とする。ただし、教授会が必要と認めるときは、研究科を担当する教授、准教授、講師、助教、客員教授、特任教授又は特任准教授をもって代えることができる。
- 3 副指導教員は2人とし、研究科を担当する教授、准教授、講師、助教、客員教授、客員准教授、特任教授又は特任准教授とする。
- 4 前2項の特任教授及び特任准教授は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う大学・高専機能強化支援事業(高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)を受けて新潟大学が取り組む新潟大学における高度情報専門人材の育成事業によって雇用された常勤の特任教員に限る。
- 5 教育上有益と認められるときは、本研究科以外の研究科又は本学の研究所等の教員を副指導教員に加えることができる。

(研究指導委員会)

第13条 学生の研究及び履修に係る指導を行うため、研究指導委員会(以下「指導委員会」という。)を置く。

- 2 指導委員会は、学生ごとに主指導教員及び副指導教員をもって組織する。

(履修計画及び研究計画)

第14条 学生は、入学後1箇月以内に指導委員会の指導の下に、研究題目及び履修する授業科目を決定しなければならない。

- 2 学生は、原則として毎学年の始めにその年度に履修する授業科目を定め、所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。
- 3 指導委員会は、指導学生と毎学年の始めに1年間の研究指導の計画に対する打合せ等を十分に行い、別に定める研究指導計画書により指導学生に研究指導計画を明示した上で、研究指導を行うものとする。

(単位の授与)

第15条 授業科目を履修した者に対して試験又は研究報告等を課し、それに合格した学生には、所定の単位を与える。

- 2 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができない学生については、追試験を行うことができる。
- 3 授業科目の評価は、100点満点をもって評価し、60点以上の成績を得た学生を合格、59点以下の成績を得た学生を不合格とする。
- 4 前項の成績の評語及び基準は、次のとおりとする。

点数	評語	基準
100点～80点	A	授業科目の目標に十分に達している。
79点～70点	B	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
69点～60点	C	授業科目の目標の最低限を満たしている。
59点～0点	D	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

(学位論文の提出)

第16条 学位論文は、指導委員会の指導を受けて、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第17条 学位論文の審査及び最終試験については、新潟大学学位規則(平成16年規則第30号。以下「学位規則」という。)の定めるところによる。

(修了の要件)

第18条 修了の要件は、研究科に2年以上在学し、第9条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、大学院学則第32条第1項ただし書きによる優れた業績を上げた者として教授会が認めた者については、研究科に1年以上在学すれば足りるものとする。

(修了の認定)

第19条 前条に規定する修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第20条 前条の規定により修了と認定された者には、学位規則の定めるところにより修士の学位を授与する。

- 2 前項の修士の学位に付記する専攻分野の名称は、「学術」、「文学」、「法学」、「行政学」、「経済学」、「経営学」、「理学」、「工学」又は「農学」とする。

(教員の免許状)

第21条 研究科において取得することができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第3のとおりとする。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

専攻及び学位プログラム

修士課程

専攻	学位プログラム名称
人文社会科学専攻	人間文化科学プログラム
	現代社会科学プログラム
	アニメ・映像資源科学プログラム
	日本酒学プログラム
自然科学専攻	物質創成・基礎科学プログラム
	システム創成科学プログラム
	生命環境・食料科学プログラム
	情報社会デザイン科学プログラム
	カーボンニュートラル融合科学プログラム
	フィールド科学プログラム
	ひと脳・健康科学プログラム
	アニメ・映像資源科学プログラム
日本酒学プログラム	

備考 情報社会デザイン科学プログラムの募集人員は59人とする。

別表第2(第9条関係)

授業科目及び単位数

人文社会科学専攻

科目区分	授業科目	単 位	備 考
学際的基盤科目群	学際的科学総論 I A	1	
	学際的科学総論 I B	1	
	学際的科学総論 I C	1	
	学際的科学総論 I D	1	
	学際的科学総論 I E	1	
	学際的科学総論 II	1	
	ライフ・イノベーション研究入門	1	
	ライフ・イノベーション研究演習	1	
	ライフ・イノベーション PBL(M)	2	
	修士のためのキャリアマネジメント セミナー	2	
	修士のためのアカデミックライティ ング	2	
	海外英語研修	2	
	大型機器分析技術	2	

			データサイエンス概論	2	
			修士のためのインターンシップ	1	
			ワーク・ライフ・バランス	1	
			薬品安全管理技術	2	
学位共通 科目群	人間文化科学プ ログラム	メディア文化分野科 目群	映像文化Ⅰ	2	
			映像文化Ⅱ	2	
			表象文化	2	
			大衆文化	2	
			機能造形	2	
			日本画表現	2	
			西洋音楽文化	2	
			音楽表現論	2	
			声楽演奏論	2	
			音楽教育学	2	
		情報社会文化分野科 目群	情報メディア論	2	
			理論社会学	2	
			ジェンダー論	2	
			保健医療社会学	2	
	文化人類学		2		
	思想科学分野科目群	宗教思想	2		
		哲学特論Ⅰ	2		
		哲学特論Ⅱ	2		
		哲学特論Ⅲ	2		
	基礎心理学分野科目 群	認知科学特論	2		
		発達心理学特論	2		
		社会心理学特論	2		
		障害児心理学Ⅰ特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2		
		障害児心理学Ⅱ特論	2		
		障害児言語学特論	2		
		パーソナリティ心理学特論	2		
		応用実験心理学特論	2		
	臨床心理学分野科目 群	臨床心理学特論Ⅰ	2		
		臨床心理学特論Ⅱ	2		
		心理療法特論Ⅰ	2		
		心理療法特論Ⅱ	2		
		精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2		
		投影法特論	2		
		人格心理学特論	2		
		犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2		

		学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2	
		産業心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2	
		家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2	
		メンタルヘルス教育特論(心の健康教育に関する理論と実践)	2	
	人間形成環境科学分野科目群	コミュニティヘルス	2	
		ヘルスケア論	2	
		運動心理学	2	
		運動生理学	2	
		応用健康科学	2	
		健康運動論	2	
		衣環境評価学	2	
		衣環境材料学	2	
		生活経営学	2	
		教育哲学	2	
		教育社会学	2	
		現代リテラシー論Ⅰ	2	
		現代リテラシー論Ⅱ	2	
		教育工学	2	
		高等教育論	2	
		社会認識教育学	2	
	日本社会・言語文化分野科目群	日本言語文化Ⅰ	2	
		日本言語文化Ⅱ	2	
		日本古代言語文化	2	
		日本古典文芸文化各論	2	
		日本古典文芸文化特論	2	
		日本文芸文化	2	
		日本書道文化	2	
		日本社会形成論Ⅰ	2	
		日本社会形成論Ⅱ	2	
		日本社会形成論Ⅲ	2	
		環日本海社会形成論	2	
		形態資料学	2	
		地域文化資源アーカイブ	2	
		日本民俗学	2	
		伝統芸能論	2	
		地理空間学特論	2	
		人文地理学特論	2	
		環境地理学特論	2	

	日本語教育分野科目群	日本語教育Ⅰ	2		
		日本語教育Ⅱ	2		
		日本語教育Ⅲ	2		
		日本語教育Ⅳ	2		
		日本語教育Ⅴ	2		
		日本語教育Ⅵ	2		
		日本語教育Ⅶ	2		
		日本語教育史	2		
		東アジア社会・言語文化分野科目群	中国言語文化Ⅰ	2	
			中国言語文化Ⅱ	2	
			中国古典文化	2	
			中国文芸文化Ⅰ	2	
			中国文芸文化Ⅱ	2	
			中国文芸文化Ⅲ	2	
	中国書道文化		2		
	朝鮮文芸文化		2		
	東アジア歴史文化		2		
	朝鮮歴史文化		2		
	比較考古学		2		
	東アジア言語文化		2		
	環日本海歴史文化		2		
	欧米社会・言語文化分野科目群	英米言語文化論Ⅰ	2		
		英米言語文化論Ⅱ	2		
		英米言語文化論Ⅲ	2		
		英米言語文化論Ⅳ	2		
		英米文芸文化論Ⅰ	2		
		英米文芸文化論Ⅱ	2		
		英米文芸文化論Ⅲ	2		
		言語学	2		
		フランス言語文化	2		
		フランス思想史	2		
		英米歴史文化	2		
		ヨーロッパ歴史文化Ⅰ	2		
		ヨーロッパ歴史文化Ⅱ	2		
		環地中海歴史文化	2		
		西洋美術史	2		
		現代社会科学プログラム	行政ネットワーク分野科目群	憲法Ⅰ	2
行政法				2	
法社会学Ⅰ				2	
政治学	2				
政治学Ⅱ	2				
国際政治史	2				
政治思想	2				

			行政学	2		
			国際法	2		
			租税法	2		
			情報法	2		
			社会保障法	2		
			現代中国政治	2		
	法制ネットワーク分野科目群		民法Ⅰ	2		
			民法Ⅱ	2		
			民法Ⅲ	2		
			刑法Ⅰ	2		
			刑事訴訟法Ⅰ	2		
			刑事訴訟法Ⅱ	2		
			労働法	2		
			商法Ⅰ	2		
			損害賠償法	2		
			金融取引法	2		
			憲法Ⅰ	2		
		国際社会分野科目群		Japanese Family Law and Society	2	
				International Law	2	
			Politics in Contemporary Japan	2		
			Political Economy	2		
			Introduction to Japanese Law I	2		
			Introduction to Japanese Law II	2		
			Introduction to Japanese Politics and Diplomacy	2		
	理論・計量経済分野科目群		ミクロ経済学	2		
			組織の経済学	2		
			計量経済分析	2		
			環境経済学	2		
			労働経済学	2		
			ゲーム理論	2		
			マクロ経済学	2		
			国際マクロ経済学	2		
			経済統計学	2		
			応用ミクロ経済学	2		
	グローバル社会経済ネットワーク分野科目群		財政学	2		
			世界経済史	2		
			比較経済思想史	2		
			アメリカ経済	2		
			ロシア東欧経済	2		
			EU 経済	2		
			中国経済	2		
			開発途上国経済	2		

			政治経済学	2			
			ゲーム理論	2			
	マネジメント分野科目群		公共経済学	2			
			公共選択論	2			
			中小企業論	2			
			地方財政	2			
			経営戦略論	2			
			経営組織	2			
			組織行動論	2			
			医療経営	2			
			マーケティング論	2			
			行政学	2			
			行政法	2			
			組織の経済学	2			
			マクロ経済学	2			
			技術経営	2			
			アカウンティング分野科目群		財務会計	2	
					管理会計	2	
					国際会計	2	
	経営税務	2					
	租税法	2					
アニメ・映像資源科学プログラム	映像資源文化分野科目群		映像文化Ⅰ	2			
			映像文化Ⅱ	2			
			表象文化	2			
			大衆文化	2			
			情報メディア論	2			
			西洋美術史	2			
			日本社会形成論Ⅰ	2			
			日本社会形成論Ⅲ	2			
			環日本海社会形成論	2			
			形態資料学	2			
			地域文化資源アーカイブ	2			
			日本民俗学	2			
			文化人類学	2			
			伝統芸能論	2			
			地理空間学特論	2			
			人文地理学特論	2			
			映像資源科学分野科目群			画像処理特論	2
	デバイス・センサ特論	2					
	有機エレクトロニクス特論	2					
	視覚情報処理特論	2					
	ソフトマテリアル特論	2					
	複合材料設計化学	2					

			機能性材料評価学特論	2	
			デザイン表現特論	2	
			計算知能特論	2	
			建築計画・設計学特論	2	
			風景計画特論	2	
			都市デザイン特論	2	
	日本酒学プログラム	日本酒生命食料科学分野科目群	糖鎖生物学	2	
			バイオイノベーション特論	2	
			細胞生物学特論	2	
			植物生理学特論	2	
			植物分子遺伝学特論 I	2	
			植物分子生物学	2	
			植物環境応答学概論	2	
			植物細胞工学特論	2	
			微生物機能学	2	
			微生物分子遺伝学	2	
			微生物天然物化学	2	
			動物栄養生理学	2	
			米利用科学論	2	
			食品評価学	2	
			食品生化学	2	
			食品分子機能学	2	
			食品工学概論	2	
			醸造学特論	2	
			食品・農業情報工学特論	2	
			食品品質管理学	2	
			環境土壌学	2	
			環境分子生態学	2	
			木質成分化学	2	
			食料流通論	2	
			植物病理学特論	2	
			植物エピジェネティクス概論	2	
			動物・植物相互関係論	2	
		動物量的遺伝学	2		
		動物機能形態論	2		
		動物生殖細胞利用論	2		
		日本酒経済経営分野科目群	日本酒と自治体政策	2	
			日本酒アントレプレナーシップ論	2	
			日本酒酒蔵の中小企業論	2	
	日本酒とブランディング		2		
	酒蔵組織の企業行動論		2		
			酒類行政論	2	
プログラ	人間文化科学プログラム専門科目群		映像文化 I 演習	2	

ム専門科目群	表象文化演習	2	
	大衆文化演習	2	
	アニメ文化解析演習	2	
	機能造形演習	2	
	日本画表現演習	2	
	西洋音楽文化演習	2	
	音楽表現論演習	2	
	声楽演奏論演習	2	
	音楽教育学演習	2	
	情報メディア論演習	2	
	理論社会学演習	2	
	ジェンダー論演習	2	
	保健医療社会学演習	2	
	文化人類学演習	2	
	科学技術と社会演習	2	
	宗教思想演習	2	
	哲学演習Ⅰ	2	
	哲学演習Ⅱ	2	
	哲学演習Ⅲ	2	
	発達心理学演習	2	
	社会心理学演習	2	
	障害児心理学Ⅰ演習	2	
	障害児心理学Ⅱ演習	2	
	障害児言語学演習	2	
	パーソナリティ心理学演習	2	
	応用実験心理学演習	2	
	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2	
	臨床心理面接特論Ⅱ	2	
	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1	
	臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習)	1	
	臨床心理実習Ⅱ	1	
	臨床心理実習Ⅲ(心理実践実習)	1	
	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	
	臨床心理査定演習Ⅱ	2	
	コミュニティヘルス演習	2	
	ヘルスケア論演習	2	
	運動心理学演習	2	
	運動生理学演習	2	
	応用健康科学演習	2	
	健康運動論演習	2	

	衣環境評価学演習	2	
	衣環境材料学演習	2	
	生活経営学演習	2	
	教育哲学演習	2	
	教育社会学演習	2	
	現代リテラシー論Ⅰ演習	2	
	現代リテラシー論Ⅱ演習	2	
	教育工学演習	2	
	社会認識教育学演習	2	
	日本語文化Ⅰ演習	2	
	日本語文化Ⅱ演習	2	
	日本古代言語文化演習	2	
	日本古典文芸文化各論演習	2	
	日本古典文芸文化特論演習	2	
	日本文芸文化演習	2	
	日本書道文化演習	2	
	日本社会形成論Ⅰ演習	2	
	日本社会形成論Ⅱ演習	2	
	日本社会形成論Ⅲ演習	2	
	環日本海社会形成論演習	2	
	形態資料学演習	2	
	地域文化資源アーカイブ演習	2	
	日本民俗学演習	2	
	伝統芸能論演習	2	
	地理空間学演習	2	
	人文地理学演習	2	
	環境地理学演習	2	
	日本語教育実習	2	
	日本語教育実践研究	2	
	中国言語文化Ⅰ演習	2	
	中国言語文化Ⅱ演習	2	
	中国古典文化演習	2	
	中国文芸文化Ⅰ演習	2	
	中国文芸文化Ⅱ演習	2	
	中国文芸文化Ⅲ演習	2	
	中国書道文化演習	2	
	朝鮮文芸文化演習	2	
	東アジア歴史文化演習	2	
	朝鮮歴史文化演習	2	
	比較考古学演習	2	
	東アジア比較文化演習	2	
	環日本海歴史文化演習	2	
	英米言語文化論Ⅰ演習	2	

	英米言語文化論Ⅱ演習	2	
	英米言語文化論Ⅲ演習	2	
	英米言語文化論Ⅳ演習	2	
	英米文芸文化論Ⅰ演習	2	
	英米文芸文化論Ⅱ演習	2	
	英米文芸文化論Ⅲ演習	2	
	言語学演習	2	
	フランス言語文化演習	2	
	フランス思想史演習	2	
	英米歴史文化演習	2	
	ヨーロッパ歴史文化Ⅰ演習	2	
	ヨーロッパ歴史文化Ⅱ演習	2	
	環地中海歴史文化演習	2	
	西洋美術史演習	2	
現代社会科学プログラム専門科目群	憲法Ⅰ演習	2	
	行政法演習	2	
	法社会学Ⅰ演習	2	
	政治学演習	2	
	政治学Ⅱ演習	2	
	国際政治史演習	2	
	政治思想演習	2	
	行政学演習	2	
	国際法演習	2	
	租税法演習	2	
	情報法演習	2	
	社会保障法演習	2	
	現代中国政治演習	2	
	民法Ⅰ演習	2	
	民法Ⅱ演習	2	
	民法Ⅲ演習	2	
	刑法Ⅰ演習	2	
	刑事訴訟法Ⅰ演習	2	
	刑事訴訟法Ⅱ演習	2	
	労働法演習	2	
	商法Ⅰ演習	2	
	損害賠償法演習	2	
	金融取引法演習	2	
	ミクロ経済学演習	2	
	組織の経済学演習	2	
	計量経済分析演習	2	
	環境経済学演習	2	
	労働経済学演習	2	
	ゲーム理論演習	2	

	マクロ経済学演習	2	
	国際マクロ経済学演習	2	
	応用ミクロ経済学演習	2	
	財政学演習	2	
	世界経済史演習	2	
	比較経済思想史演習	2	
	アメリカ経済演習	2	
	ロシア東欧経済演習	2	
	EU 経済演習	2	
	中国経済演習	2	
	開発途上国経済演習	2	
	政治経済学演習	2	
	公共経済学演習	2	
	公共選択論演習	2	
	中小企業論演習	2	
	地方財政演習	2	
	経営戦略論演習	2	
	経営組織演習	2	
	組織行動論演習	2	
	医療経営演習	2	
	マーケティング論演習	2	
	技術経営演習	2	
	財務会計演習	2	
	管理会計演習	2	
	国際会計演習	2	
	経営税務演習	2	
アニメ・映像資源科学プログラム専門 科目群	知的財産論	2	
	アニメ文化解析演習	2	
	デジタル映像資源演習	2	
	地域文化資源アーカイブ演習	2	
	映像資源科学演習Ⅰ	1	
	映像資源科学演習Ⅱ	1	
	映像資源科学演習Ⅲ	1	
	映像資源科学演習Ⅳ	1	
日本酒学プログラム専門科目群	日本酒学演習Ⅰ	1	
	日本酒学演習Ⅱ	1	
	日本酒学演習Ⅲ	1	
	日本酒学演習Ⅳ	1	
	研究発表演習(中間発表)	1	
	研究発表演習(学外発表)	1	
	日本酒学概論Ⅰ(自然科学)	1	
	日本酒学概論Ⅱ(人文社会科学)	1	
	日本酒学概論Ⅲ(医歯学・保健学)	1	

		日本酒学概論Ⅳ(総合実践学)	1	
		基礎日本酒学実習	2	
		発展日本酒学実習	1	
		日本酒学セミナー	1	
課題研究		課題研究Ⅰ-A(メディア文化)	2	
		課題研究Ⅱ-A(メディア文化)	2	
		課題研究Ⅲ-A(メディア文化)	2	
		課題研究Ⅳ-A(メディア文化)	2	
		課題研究Ⅰ-A(情報社会文化)	2	
		課題研究Ⅱ-A(情報社会文化)	2	
		課題研究Ⅲ-A(情報社会文化)	2	
		課題研究Ⅳ-A(情報社会文化)	2	
		課題研究Ⅰ-A(思想科学)	2	
		課題研究Ⅱ-A(思想科学)	2	
		課題研究Ⅲ-A(思想科学)	2	
		課題研究Ⅳ-A(思想科学)	2	
		課題研究Ⅰ-A(基礎心理学)	2	
		課題研究Ⅱ-A(基礎心理学)	2	
		課題研究Ⅲ-A(基礎心理学)	2	
		課題研究Ⅳ-A(基礎心理学)	2	
		課題研究Ⅰ-A(臨床心理学)	2	
		課題研究Ⅱ-A(臨床心理学)	2	
		課題研究Ⅲ-A(臨床心理学)	2	
		課題研究Ⅳ-A(臨床心理学)	2	
		課題研究Ⅰ-A(人間形成環境科学)	2	
		課題研究Ⅱ-A(人間形成環境科学)	2	
		課題研究Ⅲ-A(人間形成環境科学)	2	
		課題研究Ⅳ-A(人間形成環境科学)	2	
		課題研究Ⅰ-A(日本社会・言語文化)	2	
		課題研究Ⅱ-A(日本社会文化)	2	
		課題研究Ⅲ-A(日本社会文化)	2	
		課題研究Ⅳ-A(日本社会文化)	2	
		課題研究Ⅱ-A(日本言語文化)	2	
		課題研究Ⅲ-A(日本言語文化)	2	
		課題研究Ⅳ-A(日本言語文化)	2	
		課題研究Ⅰ-A(日本語教育)	2	
		課題研究Ⅱ-A(日本語教育)	2	
	課題研究Ⅲ-A(日本語教育)	2		
	課題研究Ⅳ-A(日本語教育)	2		
	課題研究Ⅰ-A(東アジア社会・言語文化)	2		
	課題研究Ⅱ-A(東アジア社会文化)	2		
	課題研究Ⅲ-A(東アジア社会文化)	2		

課題研究IV-A(東アジア社会文化)	2	
課題研究II-A(東アジア言語文化)	2	
課題研究III-A(東アジア言語文化)	2	
課題研究IV-A(東アジア言語文化)	2	
課題研究I-A(欧米社会・言語文化)	2	
課題研究II-A(欧米社会文化)	2	
課題研究III-A(欧米社会文化)	2	
課題研究IV-A(欧米社会文化)	2	
課題研究II-A(英米言語文化)	2	
課題研究III-A(英米言語文化)	2	
課題研究IV-A(英米言語文化)	2	
課題研究II-A(ヨーロッパ言語文化)	2	
課題研究III-A(ヨーロッパ言語文化)	2	
課題研究IV-A(ヨーロッパ言語文化)	2	
課題研究I-B(行政ネットワーク)	2	
課題研究II-B(行政ネットワーク)	2	
課題研究III-B(行政ネットワーク)	2	
課題研究IV-B(行政ネットワーク)	2	
課題研究I-B(法制ネットワーク)	2	
課題研究II-B(法制ネットワーク)	2	
課題研究III-B(法制ネットワーク)	2	
課題研究IV-B(法制ネットワーク)	2	
課題研究I-B(国際社会)	2	
課題研究II-B(国際社会)	2	
課題研究III-B(国際社会)	2	
課題研究IV-B(国際社会)	2	
課題研究I-B(理論・計量経済)	2	
課題研究II-B(理論・計量経済)	2	
課題研究III-B(理論・計量経済)	2	
課題研究IV-B(理論・計量経済)	2	
課題研究I-B(グローバル社会経済ネットワーク)	2	
課題研究II-B(グローバル社会経済ネットワーク)	2	
課題研究III-B(グローバル社会経済ネットワーク)	2	
課題研究IV-B(グローバル社会経済ネットワーク)	2	
課題研究I-B(マネジメント)	2	
課題研究II-B(マネジメント)	2	
課題研究III-B(マネジメント)	2	
課題研究IV-B(マネジメント)	2	
課題研究I-B(アカウンティング)	2	

	課題研究Ⅱ-B(アカウンティング)	2	
	課題研究Ⅲ-B(アカウンティング)	2	
	課題研究Ⅳ-B(アカウンティング)	2	
	課題研究Ⅰ-F(映像資源文化)	2	
	課題研究Ⅱ-F(映像資源文化)	2	
	課題研究Ⅲ-F(映像資源文化)	2	
	課題研究Ⅳ-F(映像資源文化)	2	
	課題研究Ⅰ-G(日本酒学・経済学)	2	
	課題研究Ⅱ-G(日本酒学・経済学)	2	
	課題研究Ⅲ-G(日本酒学・経済学)	2	
	課題研究Ⅳ-G(日本酒学・経済学)	2	

自然科学専攻

科目区分			授業科目	単 位	備 考
学際的基盤科目群			学際的科学総論ⅠA	1	
			学際的科学総論ⅠB	1	
			学際的科学総論ⅠC	1	
			学際的科学総論ⅠD	1	
			学際的科学総論ⅠE	1	
			学際的科学総論Ⅱ	1	
			ライフ・イノベーション研究入門	1	
			ライフ・イノベーション研究演習	1	
			ライフ・イノベーションPBL(M)	2	
			修士のためのキャリアマネジメントセミナー	2	
			修士のためのアカデミックライティング	2	
			海外英語研修	2	
			大型機器分析技術	2	
			データサイエンス概論	2	
			修士のためのインターンシップ	1	
			ワーク・ライフ・バランス	1	
			薬品安全管理技術	2	
			学位共通科目群	物質創成・基礎科学プログラム	物質宇宙基礎科学分野科目群
実験素粒子物理学Ⅱ	2				
理論素粒子物理学Ⅰ	2				
理論素粒子物理学Ⅱ	2				
理論素粒子物理学Ⅲ	2				
宇宙素粒子物理学概論	2				
原子核実験特論	2				
原子核理論特論Ⅰ	2				

			原子核理論特論Ⅱ	2	
			宇宙物理学特論Ⅰ	2	
			宇宙物理学特論Ⅱ	2	
			宇宙物理学特論Ⅲ	2	
			固体物性物理学Ⅰ	2	
			固体物性物理学Ⅱ	2	
			固体物性物理学Ⅲ	2	
			固体物性物理学Ⅳ	2	
			物性理論特論Ⅰ	2	
			物性理論特論Ⅱ	2	
			物性理論特論Ⅲ	2	
			原子分子物理学	2	
			原子核量子多体論概論	2	
			不安定核物理学概論	2	
			実験核物理学概論	2	
			医学物理学総論	2	
			放射線物理学特論	2	
			放射線計測学特論	2	
			放射線防護学特論	2	
			放射線関連法規	2	
			原子力規制学総論	1	
			原子力規制キャリア教育	1	
			放射線計測実習	1	
			原子力エネルギー特論	2	
		数理科学分野科目群	代数構造特論	2	
			整数論	2	
			代数的整数論	2	
			代数多様体論	2	
			位相幾何学特論	2	
			微分位相幾何学特論	2	
			微分幾何学特論	2	
			複素解析特論	2	
			関数解析特論	2	
			偏微分方程式論	2	
			関数空間特論	2	
			応用統計学概論	2	
			最適化概論	2	
			ベイズ統計学概論	2	
		基礎化学分野科目群	溶液化学特論	2	
			核化学特論	2	
			有機合成方法論Ⅰ	2	
			有機合成方法論Ⅱ	2	
			構造有機化学特論	2	

			分子生理化学	2	
			凝縮相物性論	2	
			反応化学概論	2	
			化学反応計測学	2	
			量子反応速度論	2	
			電気化学要論	2	
		物質材料科学分野科目群	固体電子材料論	2	
			金属材料物性論	2	
			電子移動反応論	2	
			表面光化学	2	
			応用無機材料化学	2	
			複合材料設計化学	2	
			生物機能工学	2	
			機能性材料評価学特論	2	
			生物機能材料科学	2	
			ソフトマテリアル特論	2	
			エネルギー変換材料論	2	
		素材創成化学分野科目群	表面計測化学	2	
			機能性高分子材料化学	2	
			エネルギー化学特論	2	
			精密高分子合成化学	2	
			無機物性化学	2	
			環境計測化学	2	
			無機材料物性化学	2	
			エネルギー材料解析化学	2	
			エネルギー転換プロセス特論	2	
			精密反応設計化学	2	
			粉体工学特論	2	
			乳化分散系化学特論	2	
			拡散操作特論	2	
	システム創成科学プログラム	先進機械システム分野科目群	エネルギー変換論	2	
			先端機器・機械論	2	
			光エネルギー工学	2	
			連続体力学特論	2	
			機械情報可視化論	2	
			振動解析・制御特論	2	
			機械音響工学論	2	
			マイクロロボティクス論	2	
			生産加工学特論	2	
			宇宙探査ロボティクス特論	2	
			マイクロマシン工学特論	2	
			機械材料学特論	2	
			機能性表面特論	2	

	電子情報通信システム分野科目群	デジタル無線伝送工学	2	
		デバイス・センサ特論	2	
		有機エレクトロニクス特論	2	
		応用超伝導工学	2	
		電子光デバイス特論	2	
		画像処理特論	2	
		光エレクトロニクス特論	2	
		電子機器特論	2	
		電子情報通信特論	2	
		電子材料分析評価法特論	2	
		薄膜工学特論	2	
		電子・光機能性材料特論	2	
		高電圧大電流工学特論	2	
		光コヒーレンス工学	2	
		プラズマ物性特論	2	
		風車工学	2	
		漁業共生・ステークホルダマネジメント	2	
		発電所運用・メンテナンス	1	
		エネルギー政策・制度	1	
		浮体式洋上風力発電特論	2	
	人間情報システム分野科目群	生体情報工学特論	2	
		神経生理工学特論	2	
		支援システム特論	2	
		コミュニケーション支援特論	2	
		デザイン表現特論	2	
		演奏表現特論	2	
		音声聴覚情報処理特論	2	
		分子生体機能工学特論	2	
		立体造形特論	2	
		運動生理学特論	2	
		視覚情報処理特論	2	
		液体物理学特論	2	
	生体信号計測特論	2		
	保健理工学概論	2		
	人間情報学特別講義(心理)	2		
	人間情報学特別講義(感性)	2		
生命環境・食料科学プログラム	基礎生命科学分野科目群	免疫細胞生物学	2	
		遺伝子工学概論	2	
		糖鎖生物学	2	
		構造生物学特論	2	
		分子細胞生理学特論	2	
		バイオイノベーション特論	2	

			細胞生物学特論	2	
			植物生理学特論	2	
			神経内分泌学	2	
			植物分子遺伝学特論 I	2	
			動物ゲノム多様性概論	2	
			比較認知生態学	2	
			先端臨海実習	2	
			海洋自然史学特論 I	2	
			生物形態機能論	2	
			共生生物学特論	2	
			動物進化発生学特論 I	2	
		応用生命・食品科学 分野科目群	食品加工技術論	1	
			食の安全・安心論	1	
			植物生化学	2	
			栄養機能学概論	2	
			植物分子生物学	2	
			植物環境応答学概論	2	
			植物細胞工学特論	2	
			微生物機能学	2	
			微生物分子遺伝学	2	
			微生物天然物化学	2	
			動物栄養生理学	2	
			米利用科学論	2	
			食品評価学	2	
			食品生化学	2	
			食品分子機能学	2	
			食品工学概論	2	
			醸造学特論	2	
			食品・農業情報工学特論	2	
			食品品質管理学	2	
			環境土壌学	2	
			環境分子生態学	2	
			木質成分化学	2	
		生物資源科学分野科 目群	食料流通論	2	
			植物細胞工学特論	2	
			植物病理学特論	2	
			植物病原学特論	2	
			植物エピジェネティクス概論	2	
			農作物学特論	2	
			作物生理学特論	2	
			動物・植物相互関係論	2	
			動物量的遺伝学	2	
			動物機能形態論	2	

			動物生殖細胞利用論	2	
	流域環境学分野科目群		野生植物生態学特論	2	
			森林遺伝育種学特論	2	
			島嶼生態学特論	2	
			森林保全工学特論	2	
			森林空間計測学特論	2	
			農村計画学特論	2	
			農地工学特論	2	
			基盤施設工学特論	2	
			生産機械利用学特論	2	
			食品・農業情報工学特論	2	
			生物機械工学特論	2	
			精密農業概論	2	
			水文学特論	2	
			農業水利調整論	2	
			流域環境思想論	2	
			陸域環境動態特論	2	
			昆虫生態学特論	2	
			大気影響評価学特論	2	
			大気環境科学特論	2	
			生物センシング工学特論	2	
	都市・環境デザイン分野科目群		計算力学特論	2	
			コンクリート工学特論	2	
			維持管理工学特論	2	
			海岸環境工学特論	2	
			環境地盤学特論	2	
			建築構造設計特論	2	
			建築構造設計演習	2	
			建築振動学特論	2	
			建築計画・設計学特論	2	
			住居建築計画特論	2	
			建築環境工学特論	2	
			建築環境計画特論	2	
			建築環境計画演習	2	
			建築設備設計特論	2	
			建築設備設計演習	2	
			建築環境解析学演習	2	
			風景計画特論	2	
			都市デザイン特論	2	
			景観まちづくり演習	2	
		地質学分野科目群		岩石学Ⅰ	2
			岩石学Ⅱ	2	
			鉱物学	2	

			構造岩石学	2	
			地質調査法特論	2	
			マントル・地殻ダイナミクス	2	
			ダイナミック層序学	2	
			地球表層の物質循環と資源	2	
			進化形態学	2	
			古環境解析特論	2	
		自然災害科学分野科目群	気象災害特論	2	
			水災害特論	2	
			雪氷環境特論	2	
			第四紀・地盤災害特論	2	
			応用地形学特論	2	
			災害地球化学特論	2	
			火山災害特論	2	
	アニメ・映像資源科学プログラム	映像資源文化分野科目群	映像文化Ⅰ	2	
			映像文化Ⅱ	2	
			表象文化	2	
			大衆文化	2	
			情報メディア論	2	
			西洋美術史	2	
			日本社会形成論Ⅰ	2	
			日本社会形成論Ⅲ	2	
			環日本海社会形成論	2	
			形態資料学	2	
			地域文化資源アーカイブ	2	
			日本民俗学	2	
			文化人類学	2	
			伝統芸能論	2	
			地理空間学特論	2	
			人文地理学特論	2	
		映像資源科学分野科目群	画像処理特論	2	
			デバイス・センサ特論	2	
			有機エレクトロニクス特論	2	
			視覚情報処理特論	2	
			ソフトマテリアル特論	2	
			複合材料設計化学	2	
			機能性材料評価学特論	2	
			デザイン表現特論	2	
			計算知能特論	2	
			建築計画・設計学特論	2	
			風景計画特論	2	
			都市デザイン特論	2	
	日本酒学プログラム	日本酒生命食料科学	糖鎖生物学	2	

		分野科目群	バイオイノベーション特論	2		
			細胞生物学特論	2		
			植物生理学特論	2		
			植物分子遺伝学特論 I	2		
			植物分子生物学	2		
			植物環境応答学概論	2		
			植物細胞工学特論	2		
			微生物機能学	2		
			微生物分子遺伝学	2		
			微生物天然物化学	2		
			動物栄養生理学	2		
			米利用科学論	2		
			食品評価学	2		
			食品生化学	2		
			食品分子機能学	2		
			食品工学概論	2		
			醸造学特論	2		
			食品・農業情報工学特論	2		
			食品品質管理学	2		
			環境土壌学	2		
			環境分子生態学	2		
			木質成分化学	2		
			食料流通論	2		
			植物病理学特論	2		
			植物エピジェネティクス概論	2		
			動物・植物相互関係論	2		
			動物量的遺伝学	2		
			動物機能形態論	2		
			動物生殖細胞利用論	2		
			日本酒経済経営分野 科目群	日本酒と自治体政策	2	
				日本酒アントレプレナーシップ 論	2	
				日本酒酒蔵の中小企業論	2	
				日本酒とブランディング	2	
酒蔵組織の企業行動論	2					
酒類行政論	2					
情報社会デザイン科 学プログラム	情報工学分野科目群	ネットワーク・セキュリティ特 論	2			
		移動体ネットワーク特論	2			
		電磁波工学特論	2			
		計算論：計算可能性の理論	2			
		プログラミング方法論	2			
		電磁環境計測特論	2			

			リモートセンシング概論	2	
			情報セキュリティ特論	2	
	データサイエンス分野科目群		データマネジメント工学	2	
			人工知能特論	2	
			ゲノム情報解析概論	2	
			計算知能特論	2	
			応用解析学特論	2	
			応用代数学特論	2	
			情報数理特論	2	
			数理最適化概論	2	
			数値計算特論	2	
			システム工学特論	2	
			応用微分方程式特論	2	
			行列解析	2	
		社会システム工学分野科目群		プロジェクトマネジメント特論	2
			リスクマネジメント特論	2	
			生産マネジメント特論	2	
			プロジェクトマネジメント演習	2	
			デザイン思考特論	2	
	経営学分野科目群		技術経営戦略特論	2	
			会計管理特論	2	
			ブランディング特論	2	
			産業技術政策特論	2	
			ビジネス実務概論	2	
カーボンニュートラル融合科学プログラム	電気エネルギー総合理工学分野科目群		高電圧大電流工学特論	2	
			応用超伝導工学	2	
			有機エレクトロニクス特論	2	
			デバイス・センサ特論	2	
			電子光デバイス特論	2	
			電子・光機能性材料特論	2	
			電子材料分析評価法特論	2	
			機械情報可視化論	2	
			固体物性物理学Ⅰ	2	
			固体物性物理学Ⅱ	2	
			化学反応計測学	2	
			風車工学	2	
			漁業共生・ステークホルダマネジメント	2	
			発電所運用・メンテナンス	1	
			エネルギー政策・制度	1	
		浮体式洋上風力発電特論	2		
		熱・化学エネルギー総合理工学分野科目	エネルギー関連国際学会コミュニケーション法	2	

		群	エネルギー化学特論	2	
			水素エネルギー製造・輸送論	2	
			再生可能エネルギー概論	2	
			エネルギー変換論	2	
			光エネルギー工学	2	
			電子移動反応論	2	
			エネルギー変換材料論	2	
			エネルギー材料解析化学	2	
			溶液化学特論	2	
			地球表層の物質循環と資源	2	
			水素制御管理特論	2	
			エネルギー転換プロセス特論	2	
	フィールド科学プログラム	地球惑星科学分野科目群	森林保全工学特論	2	
			地圏環境論 I	2	
			フィールド惑星科学特論	2	
			環境化学要論 II	2	
			大気物理学特論 I	2	
			環境化学要論 I	2	
			第四紀・地盤災害特論	2	
			気象災害特論	2	
			水災害特論	2	
			災害地球化学特論	2	
			水文学特論	2	
			地球表層の物質循環と資源	2	
			進化形態学	2	
			応用地形学特論	2	
			火山噴火史調査法	2	
			気候物理学特論	2	
			大気影響評価学特論	2	
			大気環境科学特論	2	
		自然共生科学分野科目群	希少生物学特論	2	
			流域環境思想論	2	
			野生植物生態学特論	2	
			島嶼生態学特論	2	
			進化生物学特論IV	2	
			神経内分泌学	2	
			先端臨海実習	2	
			進化生物学特論 II	2	
			SDGs 入門演習	2	
			森林遺伝育種学特論	2	
			都市デザイン特論	2	
			農業水利調整論	2	
			森林空間計測学特論	2	

			生態学特論	2			
			進化生物学特論 I	2			
			生物形態機能論	2			
			人文地理学特論	2			
			地理空間学特論	2			
			自然再生学特論	2			
			海洋自然史学特論 I	2			
			動物生態学特論	2			
ひと脳・健康科学プログラム	ひと脳・健康科学 I 分野科目群		神経科学概論	2			
			ニューロテック特論	2			
			免疫細胞生物学	2			
			遺伝子工学概論	2			
			構造生物学特論	2			
			分子細胞生理学特論	2			
			バイオイノベーション特論	2			
			神経内分泌学	2			
			神経内分泌学	2			
	ひと脳・健康科学 II 分野科目群		先端脳病態学	2			
			老化と不老不死	2			
			進化生物学特論 I	2			
			進化生物学特論 II	2			
			進化生物学特論 IV	2			
			生物形態機能論	2			
			進化形態学	2			
プログラム 専門科目群	物質創成・基礎科学プログラム専門科目群		物質創成・基礎科学演習 I-C (物質宇宙基礎科学)	1			
			物質創成・基礎科学演習 II-C (物質宇宙基礎科学)	1			
			物質創成・基礎科学演習 III-C (物質宇宙基礎科学)	1			
			物質創成・基礎科学演習 IV-C (物質宇宙基礎科学)	1			
			物質創成・基礎科学演習 I-C (数理科学)	1			
			物質創成・基礎科学演習 II-C (数理科学)	1			
			物質創成・基礎科学演習 III-C (数理科学)	1			
			物質創成・基礎科学演習 IV-C (数理科学)	1			
			物質創成・基礎科学演習 I-C (基礎化学)	1			
			物質創成・基礎科学演習 II-C (基礎化学)	1			
			物質創成・基礎科学演習 III-C	1			

	(基礎化学)		
	物質創成・基礎科学演習Ⅳ-C (基礎化学)	1	
	物質創成・基礎科学演習Ⅰ-C (物質材料科学)	1	
	物質創成・基礎科学演習Ⅱ-C (物質材料科学)	1	
	物質創成・基礎科学演習Ⅲ-C (物質材料科学)	1	
	物質創成・基礎科学演習Ⅳ-C (物質材料科学)	1	
	物質創成・基礎科学演習Ⅰ-C (素材創成化学)	1	
	物質創成・基礎科学演習Ⅱ-C (素材創成化学)	1	
	物質創成・基礎科学演習Ⅲ-C (素材創成化学)	1	
	物質創成・基礎科学演習Ⅳ-C (素材創成化学)	1	
	研究発表演習(中間発表)	1	
	研究発表演習(学外発表)	1	
	先端科学技術総論(物質宇宙基礎科学)Ⅰ	1	
	先端科学技術総論(物質宇宙基礎科学)Ⅱ	1	
	Physics Today Ⅰ	1	
	Physics Today Ⅱ	1	
	物質科学の最前線	1	
	代数学の最前線	1	
	幾何学の最前線	1	
	解析学の最前線	1	
	応用数学の最前線	1	
	Mathematical Sciences Today	1	
	先端科学技術総論(化学)Ⅰ	1	
	先端科学技術総論(化学)Ⅱ	1	
	Chemistry Today Ⅰ	1	
	Chemistry Today Ⅱ	1	
	物質材料科学文献詳読Ⅰ	1	
	物質材料科学文献詳読Ⅱ	1	
	先端科学技術総論(物質材料科学)Ⅰ	1	
	先端科学技術総論(物質材料科学)Ⅱ	1	
システム創成科学プログラム専門科目群	システム創成科学演習Ⅰ-D(先進機械システム)	1	

		システム創成科学演習Ⅱ-D(先進機械システム)	1	
		システム創成科学演習Ⅲ-D(先進機械システム)	1	
		システム創成科学演習Ⅳ-D(先進機械システム)	1	
		システム創成科学演習Ⅰ-D(電子情報通信システム)	1	
		システム創成科学演習Ⅱ-D(電子情報通信システム)	1	
		システム創成科学演習Ⅲ-D(電子情報通信システム)	1	
		システム創成科学演習Ⅳ-D(電子情報通信システム)	1	
		システム創成科学演習Ⅰ-D(人間情報システム)	1	
		システム創成科学演習Ⅱ-D(人間情報システム)	1	
		システム創成科学演習Ⅲ-D(人間情報システム)	1	
		システム創成科学演習Ⅳ-D(人間情報システム)	1	
		研究発表演習(中間発表)	1	
		研究発表演習(学外発表)	1	
		技術英語・プレゼンテーション	2	
		アドバンステクノロジー	2	
		スマートグリッド特論	2	
	生命環境・食料科学プログラム専門科目群	生命環境・食料科学演習Ⅰ-E(基礎生命科学)	1	
		生命環境・食料科学演習Ⅱ-E(基礎生命科学)	1	
		生命環境・食料科学演習Ⅲ-E(基礎生命科学)	1	
		生命環境・食料科学演習Ⅳ-E(基礎生命科学)	1	
		生命環境・食料科学演習Ⅰ-E(応用生命・食品科学)	1	
		生命環境・食料科学演習Ⅱ-E(応用生命・食品科学)	1	
		生命環境・食料科学演習Ⅲ-E(応用生命・食品科学)	1	
		生命環境・食料科学演習Ⅳ-E(応用生命・食品科学)	1	
		生命環境・食料科学演習Ⅰ-E(生物資源科学)	1	

	生命環境・食料科学演習Ⅱ-E (生物資源科学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅲ-E (生物資源科学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅳ-E (生物資源科学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅰ-E (流域環境学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅱ-E (流域環境学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅲ-E (流域環境学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅳ-E (流域環境学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅰ-E (都市・環境デザイン)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅱ-E (都市・環境デザイン)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅲ-E (都市・環境デザイン)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅳ-E (都市・環境デザイン)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅰ-E (地質学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅱ-E (地質学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅲ-E (地質学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅳ-E (地質学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅰ-E (自然災害科学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅱ-E (自然災害科学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅲ-E (自然災害科学)	1	
	生命環境・食料科学演習Ⅳ-E (自然災害科学)	1	
	研究発表演習(中間発表)	1	
	研究発表演習(学外発表)	1	
	基礎生命科学セミナー	1	
	応用生命・食品科学セミナーⅠ	1	
	応用生命・食品科学セミナーⅡ	1	
	応用生命・食品科学セミナーⅢ	1	
	応用生命・食品科学セミナーⅣ	1	

	生物資源科学概論 I	1	
	生物資源科学概論 II	1	
	建築倫理	2	
	建築プロジェクトマネージメント	2	
	建築設計製図	4	
	インターンシップ	4	
	建築インターンシップ A	2	
	建築インターンシップ B	4	
	建築インターンシップ C	4	
	建築設計実習	4	
	Earth Science today I	1	
	Earth Science today II	1	
	自然災害環境論	1	
	突発災害特論	1	
アニメ・映像資源科学プログラム専門科目群	知的財産論	2	
	アニメ文化解析演習	2	
	デジタル映像資源演習	2	
	地域文化資源アーカイブ演習	2	
	映像資源科学演習 I	1	
	映像資源科学演習 II	1	
	映像資源科学演習 III	1	
	映像資源科学演習 IV	1	
日本酒学プログラム専門科目群	日本酒学演習 I	1	
	日本酒学演習 II	1	
	日本酒学演習 III	1	
	日本酒学演習 IV	1	
	研究発表演習(中間発表)	1	
	研究発表演習(学外発表)	1	
	日本酒学概論 I (自然科学)	1	
	日本酒学概論 II (人文社会科学)	1	
	日本酒学概論 III (医歯学・保健学)	1	
	日本酒学概論 IV (総合実践学)	1	
	基礎日本酒学実習	2	
	発展日本酒学実習	1	
	日本酒学セミナー	1	
情報社会デザイン科学プログラム専門科目群	研究発表演習(中間発表)	1	
	研究発表演習(学外発表)	1	
	価値創造プロジェクト	2	
	ソフトウェア工学概論	2	
	技術・社会システム工学総論	1	
	情報社会デザインプロジェクト	2	

		英語コミュニケーションA	2	
		英語コミュニケーションB	2	
		異分野理解	2	
		X-informatics 概論	2	
		情報社会工学概論	2	
	カーボンニュートラル融合科学プログラム 専門科目群	カーボンニュートラル融合科学 演習Ⅰ-J	1	
		カーボンニュートラル融合科学 演習Ⅱ-J	1	
		カーボンニュートラル融合科学 演習Ⅲ-J	1	
		カーボンニュートラル融合科学 演習Ⅳ-J	1	
		研究発表演習(中間発表)	1	
		研究発表演習(学外発表)	1	
		カーボンニュートラル科学概論	2	
		スマートグリッド特論	2	
	フィールド科学プログラム専門科目群	フィールド科学演習Ⅰ(理)	1	
		フィールド科学演習Ⅱ(理)	1	
		フィールド科学演習Ⅲ(理)	1	
		フィールド科学演習Ⅳ(理)	1	
		フィールド科学演習Ⅰ(農)	1	
		フィールド科学演習Ⅱ(農)	1	
		フィールド科学演習Ⅲ(農)	1	
		フィールド科学演習Ⅳ(農)	1	
		研究発表演習(中間発表)	1	
		研究発表演習(学外発表)	1	
		フィールド科学特論	1	
		地球惑星科学特論	1	
		自然共生科学特論	1	
	ひと脳・健康科学プログラム専門科目群	ひと脳・健康科学実習	2	
		研究発表演習(内部)	1	
		研究発表演習(外部)	1	
		ひと脳・健康科学演習	2	
		先端ひと脳・健康科学セミナー 1	1	
		先端ひと脳・健康科学セミナー 2	1	
課題研究		課題研究Ⅰ-C(物質宇宙基礎科 学)	2	
		課題研究Ⅱ-C(物質宇宙基礎科 学)	2	
		課題研究Ⅲ-C(物質宇宙基礎科 学)	2	

課題研究IV-C(物質宇宙基礎科学)	2	
課題研究 I -C(数理科学)	2	
課題研究 II -C(数理科学)	2	
課題研究 III -C(数理科学)	2	
課題研究IV-C(数理科学)	2	
課題研究 I -C(基礎化学)	2	
課題研究 II -C(基礎化学)	2	
課題研究 III -C(基礎化学)	2	
課題研究IV-C(基礎化学)	2	
課題研究 I -C(物質材料科学)	2	
課題研究 II -C(物質材料科学)	2	
課題研究 III -C(物質材料科学)	2	
課題研究IV-C(物質材料科学)	2	
課題研究 I -C(素材創成化学)	2	
課題研究 II -C(素材創成化学)	2	
課題研究 III -C(素材創成化学)	2	
課題研究IV-C(素材創成化学)	2	
課題研究 I -D(先進機械システム)	2	
課題研究 II -D(先進機械システム)	2	
課題研究 III -D(先進機械システム)	2	
課題研究IV-D(先進機械システム)	2	
課題研究 I -D(電子情報通信システム)	2	
課題研究 II -D(電子情報通信システム)	2	
課題研究 III -D(電子情報通信システム)	2	
課題研究IV-D(電子情報通信システム)	2	
課題研究 I -D(人間情報システム)	2	
課題研究 II -D(人間情報システム)	2	
課題研究 III -D(人間情報システム)	2	
課題研究IV-D(人間情報システム)	2	
課題研究 I -E(基礎生命科学)	2	
課題研究 II -E(基礎生命科学)	2	

	課題研究Ⅲ-E(基礎生命科学)	2	
	課題研究Ⅳ-E(基礎生命科学)	2	
	課題研究Ⅰ-E(応用生命・食品科学)	2	
	課題研究Ⅱ-E(応用生命・食品科学)	2	
	課題研究Ⅲ-E(応用生命・食品科学)	2	
	課題研究Ⅳ-E(応用生命・食品科学)	2	
	課題研究Ⅰ-E(生物資源科学)	2	
	課題研究Ⅱ-E(生物資源科学)	2	
	課題研究Ⅲ-E(生物資源科学)	2	
	課題研究Ⅳ-E(生物資源科学)	2	
	課題研究Ⅰ-E(流域環境学)	2	
	課題研究Ⅱ-E(流域環境学)	2	
	課題研究Ⅲ-E(流域環境学)	2	
	課題研究Ⅳ-E(流域環境学)	2	
	課題研究Ⅰ-E(都市・環境デザイン)	2	
	課題研究Ⅱ-E(都市・環境デザイン)	2	
	課題研究Ⅲ-E(都市・環境デザイン)	2	
	課題研究Ⅳ-E(都市・環境デザイン)	2	
	課題研究Ⅰ-E(地質学)	2	
	課題研究Ⅱ-E(地質学)	2	
	課題研究Ⅲ-E(地質学)	2	
	課題研究Ⅳ-E(地質学)	2	
	課題研究Ⅰ-E(自然災害科学)	2	
	課題研究Ⅱ-E(自然災害科学)	2	
	課題研究Ⅲ-E(自然災害科学)	2	
	課題研究Ⅳ-E(自然災害科学)	2	
	課題研究Ⅰ-F(映像資源科学)	2	
	課題研究Ⅱ-F(映像資源科学)	2	
	課題研究Ⅲ-F(映像資源科学)	2	
	課題研究Ⅳ-F(映像資源科学)	2	
	課題研究Ⅰ-G(日本酒学・農学)	2	
	課題研究Ⅱ-G(日本酒学・農学)	2	
	課題研究Ⅲ-G(日本酒学・農学)	2	
	課題研究Ⅳ-G(日本酒学・農学)	2	
	課題研究Ⅰ-H(情報社会デザイン科学)	2	

		課題研究Ⅱ-H(情報社会デザイン科学)	2	
		課題研究Ⅲ-H(情報社会デザイン科学)	2	
		課題研究Ⅳ-H(情報社会デザイン科学)	2	
		課題研究Ⅰ-J(カーボンニュートラル融合科学)	2	
		課題研究Ⅱ-J(カーボンニュートラル融合科学)	2	
		課題研究Ⅲ-J(カーボンニュートラル融合科学)	2	
		課題研究Ⅳ-J(カーボンニュートラル融合科学)	2	
		課題研究Ⅰ-K(フィールド科学・理)	2	
		課題研究Ⅱ-K(フィールド科学・理)	2	
		課題研究Ⅲ-K(フィールド科学・理)	2	
		課題研究Ⅳ-K(フィールド科学・理)	2	
		課題研究Ⅰ-K(フィールド科学・農)	2	
		課題研究Ⅱ-K(フィールド科学・農)	2	
		課題研究Ⅲ-K(フィールド科学・農)	2	
		課題研究Ⅳ-K(フィールド科学・農)	2	
		課題研究Ⅰ-L(ひと脳・健康科学)	2	
		課題研究Ⅱ-L(ひと脳・健康科学)	2	
		課題研究Ⅲ-L(ひと脳・健康科学)	2	
		課題研究Ⅳ-L(ひと脳・健康科学)	2	
特別履修コース科目群	農と食のスペシャリスト	実践型食づくりプロジェクト(日本酒)	2	
		実践型食づくりプロジェクト(ライス)	2	
		実践型食づくりプロジェクト(バイテク)	2	
		実践型食づくりプロジェクト(いもジェンヌ)	2	

	実践型食づくりプロジェクト (ミルク)	2	
	企画実践型インターンシップ	1	
	食づくり国際インターンシップ	1	
	英語論文作成・発表演習	1	
	先端的農業技術論	1	
	地域食品産業論	2	
グローバル農力	グローバル農力(短期)	2	
	グローバル農力国際キャリア実 習(中期)	1	
	グローバル農力国際特別研究 (中期)	2	
	グローバル農力国際キャリア実 習(長期)	2	
	グローバル農力国際特別研究 (長期)	4	
グローバル・ドミトリー	先端的国際工学概論	1	
	先端的国際工学事情	1	
	先端的国際工学特論 I	2	
	先端的国際工学特論 II	2	
	先端的国際技術協力	1	
	実践的 PBL ファシリテーション 工学演習	2	
	先端的国際テクノロジー・グル ープワーク・インターンシップ S	2	
	先端的国際テクノロジー・グル ープワーク・インターンシップ A	3	
	先端的国際テクノロジー・グル ープワーク・インターンシップ B	4	
	先端的国際マーケット・グル ープワーク・インターンシップ S	2	
	先端的国際マーケット・グル ープワーク・インターンシップ A	3	
	先端的国際マーケット・グル ープワーク・インターンシップ B	4	
	先端的国際リサーチ・インター ンシップ	2	
	理工系グローバルドミトリー特 別研究 A	1	
	理工系グローバルドミトリー特 別研究 B	2	
	理工系グローバルドミトリー特	4	

		別研究C		
		理工系グローバルドミトリー・セミナーA	1	
		理工系グローバルドミトリー・セミナーB	2	
		理工系グローバルドミトリー発表演習・発表	1	
		グローバルPBL	1	
	グローバルフィールド科学人材育成	地球環境科学特論	1	
		地球環境フィールド科学演習	2	
		海外フィールド体験実習	2	
		フィールド産業インターンシップ	1	
		海外フィールド科学実習A	2	
		海外フィールド科学実習B	4	

別表第3(第21条関係)

取得することができる教員の免許状の種類及び免許教科

専攻	教員の免許状の種類(免許教科)
人文社会科学専攻	中学校教諭専修免許状(国語)
	高等学校教諭専修免許状(国語)
	中学校教諭専修免許状(社会)
	高等学校教諭専修免許状(地理歴史)
	高等学校教諭専修免許状(公民)
	中学校教諭専修免許状(英語)
	高等学校教諭専修免許状(英語)
自然科学専攻	中学校教諭専修免許状(数学)
	高等学校教諭専修免許状(数学)
	中学校教諭専修免許状(理科)
	高等学校教諭専修免許状(理科)
	高等学校教諭専修免許状(工業)
	高等学校教諭専修免許状(農業)
	高等学校教諭専修免許状(情報)